

学長となるべき者の選考について

国立大学法人千葉大学
学長選考・監察会議議長
宮坂 信之

国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議（以下、「学長選考・監察会議」という。）は、国立大学法人法及び国立大学法人千葉大学学長選考規程等の関係法令に則り、学長となるべき者を決定している。

国立大学法人法では、学長の選考は、学長選考・監察会議が行い、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない、と規定されており、学長選考・監察会議がその責任と権限の下、主体的に選考することとなっている。

学長選考・監察会議は、千葉大学憲章と行動規範を基に、大学のミッションを着実に実行する学長を選考するため、「求められる学長像（国立大学法人千葉大学学長選考基準）」を策定し、千葉大学学長として求められる職務や資質・能力として「学長の資質」「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」に係る選考基準を定め、強いリーダーシップを発揮し、教育研究面の高い見識だけでなく、経営面での優れた手腕を有している者を選考の対象としている。

これと併せて、国立大学法人千葉大学学長選考規程等に基づき、学内意向聴取を実施し、この結果を参考とするとともに、推薦内容及び学長候補者からの所信説明・質疑応答での候補者自身の大学に対する考えや将来ビジョン等の内容を確認し、これらを総合的に評価したうえで、委員の無記名投票により過半数以上の得票を獲得した者を、学長となるべき者として決定している。

今回の学長選考も、関係法令等に則り適正に手続きを進め、推薦内容及び所信等内容を確認し、学内意向聴取の結果を参考に、求められる学長像に基づき学長としての適性を審査した。

その結果、千葉大学のミッションを着実に実現し大学を持続・発展させ、世界水準の教育研究大学としての千葉大学を適切に運営する能力を有するとともに、学内外から信頼される高潔な人格と優れた学識を兼ね備えた者として、横手幸太郎氏 を学長となるべき者として決定した。

●学長となるべき者

横 手 幸太郎（現千葉大学副学長、医学部附属病院長）

●学長任期

令和6年4月1日 ～ 令和10年3月31日（4年間）

●選考過程

- 令和5年 10月25日 「求められる学長像」、「学長選考日程」を公表
- 11月10日 「学内意向聴取の実施」を公表
- 11月10日～11月30日
学長候補者の推薦を受け付け、次の3名の「推薦書」、「推薦理由書」及び「学長候補者の略歴及び業績等」を受理。
松原 久裕
山田 賢
横手幸太郎 (氏名五十音順)
- 12月11日 3名の学長候補者の氏名を公表
- 12月18日(亥鼻)、12月20日(松戸)、12月21日(西千葉)
3名の学長候補者による所信等の説明会(質疑応答を含む)を実施
- 12月25日 3名の学長候補者に対し、学長選考・監察会議による所信等の聴取(質疑応答を含む)を実施
- 令和6年 1月19日 学長選考・監察会議が学内意向聴取を実施
【意向聴取結果】 ※投票率 91.0%
松原 久裕 350票
山田 賢 534票
横手幸太郎 446票
白票 14票
無効票 3票 (氏名五十音順)
- 1月25日 学長選考・監察会議を開催し、学内所信等説明会、学内意向聴取及び学長選考・監察会議による所信等の聴取結果を総合的に判断して選考を行い、無記名投票の結果、過半数の投票を得た横手幸太郎氏を学長となるべき者として決定

求められる学長像 ～国立大学法人千葉大学学長選考基準～

令和 5年10月25日
学長選考・監察会議

千葉大学は、「つねに、より高きものをめざして」を基本理念に掲げ、千葉大学憲章と行動規範を制定している。学長選考・監察会議は、千葉大学憲章と行動規範を基に、千葉大学のミッションを着実に実現する学長を選考するため、千葉大学学長に求められる学長像として以下の選考基準を定める。学長選考・監察会議は、自らの責任の重大性を認識し、世界水準の教育研究大学に相応しい学長を学内外から広く選考するべく最大限の努力を払う。

1. 学長の資質

社会および千葉大学の教職員と学生から信頼を得るに足る高潔な人格と優れた学識を有し、社会から大学に求められている教育・研究・社会貢献の責任を適切かつ効果的に推進する能力を有すること。

2. 教育

人間・社会・自然についての広い教養と深い専門知識を持ち、チャレンジ精神に富む、たくましい学生を社会に送り出すための教育と教育環境整備を実行すること。

3. 研究

総合大学としての多様性と学際性を生かし、新しい学術領域を拓き、自主的自律的に学術研究を進めるための研究環境を整備し、千葉大学を世界から見える研究大学とすること。

4. 社会貢献

千葉県に立地する総合大学として、教育、研究、医療、文化などを通して地域社会に貢献するとともに、日本社会および国際社会に対して、教育と研究の成果を発信し、社会からの要請に応えられる大学とすること。

5. 大学運営

厳しい経済状況の中にあっても、大学の存立基盤を確立するため安定的な財政基盤の確立と適切な資源配分により大学を活性化し、教育・研究活動を持続、発展させること。

学内意向聴取（意向投票）についての見解

学内意向聴取については、令和2年12月に発表された「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて」の最終とりまとめによると、内部統制に係る組織の在り方の学長選考プロセスの項において「国立大学法人の学長は、学長選考会議が、その責任と権限の下、自ら定める基準により主体的に選考すること」とされている。また、「意向投票の結果に拘束されることがあってはならない」とも述べられている。

https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_hojinka-000011934_2.pdf

また、令和元年6月に発表された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においても、「学長を必要な資質能力に関する客観的基準により、法律に則り意向投票によることなく選考する」ことが推奨されている。

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf

この様な見解とともに、意向投票の実施は法律上義務化されているものでない。千葉大学においても法令等に基づき国立大学法人千葉大学学長選考規程に規定し、学長候補者の所信等を聴取のうえ、学内意向聴取の結果を参考にして、学長となるべき者を選考するとしている。

学長となるべき者の選考に関する諸規程等（抜粋）

国立大学法人法

（役員の内命）

- 第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
- 2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考・監察会議」という。）の選考により行うものとする。
- 一 第二十条第二項第三号に掲げる者の中から同条第一項に規定する経営協議会において選出された者
- 二 第二十一条第二項第二号から第四号までに掲げる者の中から同条第一項に規定する教育研究評議会において選出された者
- 3 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。
- 5 この条に定めるもののほか、学長選考・監察会議の議事の手続その他学長選考・監察会議に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。
- 6 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考・監察会議が定める基準により、行わなければならない。
- 7 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考・監察会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

国立大学法人千葉大学学長選考規程

（選考の基準）

- 第3条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）が定める基準により、行うものとする。
- 2 学長選考・監察会議は、前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を遅滞なく公表するものとする。

（選考機関）

- 第4条 学長の選考は、学長選考・監察会議が行う。

（学内意向聴取）

- 第12条 学内意向聴取は、学長候補者について、学内意向聴取対象者の単記無記名の投票により行う。
- 2 学長選考・監察会議は、学内意向聴取の結果を公示する。

（学長となるべき者の選考）

- 第16条 学長選考・監察会議は、学長候補者の所信等を聴取のうえ、学内意向聴取の結果を参考にして、学長となるべき者1名を選考する。
- 2 学長選考・監察会議は、学長となるべき者及び選考理由を公示する。

国立大学法人千葉大学学長の選考手続に関する学長選考・監察会議申合せ

- 5 選考規程第16条第1項の学長となるべき者の選考は、無記名单記の投票によるものとする。

国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議規程

（議事）

- 第6条 学長選考・監察会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。
- 2 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。